

北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)の概要

措置区域	全道域	期間	令和4年2月21日(月)～3月6日(日)
実施内容	新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、感染力の強いオミクロン株の特徴を踏まえ、特措法に基づく要請などを行う		

1 行動変容の要請

外出
移動

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

飲食

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

2 飲食店等への要請

○営業時間及び酒類提供

- 〔認証店〕 ①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は
②営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない

〔非認証店〕 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない

○同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。

○カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

【飲食店等に対する協力金】 2月21日～3月6日まで全期間(14日間)協力

〔認証店〕 【①の場合】 中小企業・個人事業者: 1店舗あたり35万円～105万円、大企業: 1店舗あたり最大280万円

〔②の場合〕 中小企業・個人事業者: 1店舗あたり42万円～140万円、大企業: 1店舗あたり最大280万円

〔非認証店〕 中小企業・個人事業者: 1店舗あたり42万円～140万円、大企業: 1店舗あたり最大280万円

3 イベントの開催制限

○人数上限及び収容率

〔感染防止安全計画策定〕 人数上限20,000人、収容率100%以内

〔それ以外〕 人数上限5,000人、収容率50%(大声あり)または100%(大声なし)

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。

○営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

4 大規模な集客施設などへの要請

○入場者の整理などの感染防止対策を実施する

○カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

5 事業者への要請・協力依頼

○出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務(テレワーク)活用や休暇取得、時差出勤等を推進する

○事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う

○保育施設では、職員のマスク着用など対策を徹底し、少人数に分割した保育を行う

○高齢者施設では、オンラインによる面会などの対策を徹底する

6 学校への要請

○修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない

○部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止するとともに、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない